

令和3年第430回臨時会

矢吹町議会会議録

令和3年11月30日 開会

令和3年11月30日 閉会

矢吹町議会

令和3年第430回矢吹町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月30日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
報告第14号の上程、説明、質疑	4
承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
承認第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	9
署名議員	11

令和3年11月30日（火曜日）

（第 1 号）

令和3年第430回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第14号 専決処分の報告について(専決第20号 損害賠償の額を定めることについて)
日程第 4 承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(専決第18号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
日程第 5 承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(専決第19号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第7号))
日程第 6 議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第42号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	富永創造君	8番	三村正一君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	安井敬博君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
企画総務課長	佐藤豊君	保健福祉課長	阿部正人君

商工推進課長 佐藤 浩彦 君 都市整備課長 福田 和也 君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏家 康孝 副局長 加藤 晋一

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足に達しておりますので、これより第430回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 青山英樹君

12番 熊田宏君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

早速、報告いたします。

本日、第430回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、先ほど議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案等につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日11月30日の1日とし、議案審議につきましては、報告1件、承認2件、一般議案3件であり、全体審議とすることに協議が成立いたしましたので、議員各位の皆様のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日11月30日、1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日11月30日の1日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、会期日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

次に、本臨時会の議案書、議案説明資料並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより報告第14号 専決処分の報告について（専決第20号 損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、日程第3から説明をさせていただきます。報告第14号 専決処分の報告についてであります。

専決第20号 損害賠償の額を定めることについて、本件は令和3年9月29日、午後零時10分頃、文京団地内の町道文京町10号線を走行中のトラックがグレーチング蓋を跳ね上げ、車両のオイルタンクが破損する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は4万1,888円でありまして、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和3年10月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第14号 専決処分の報告について（専決第20号 損害賠償の額を定めることについて）は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） これより承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号 令和3年度 矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明させていただきます。

日程第4、承認第16号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第18号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ50万円を追加し、総額を79億5,907万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金50万円を増額するものであります。

歳出の内容は、衛生費を新型コロナウイルス感染症対策に係る自宅療養者同居家族感染防止対策事業助成金により50万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第16号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（専決第19号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 日程第5、承認第17号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第19号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第7号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,197万円を追加し、総額を80億3,104万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金1,387万5,000円、繰入金5,809万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、商工費を新型コロナウイルス感染症対策に係る矢吹町くらし応援商品券事業により7,197万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（専決第19号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第17号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第6、議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、議会議員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年10月の福島県人事委員会においては、特別調査の結果に基づき民間給与との比較を行い、現状に見合うよう一般職の期末手当の支給月数を0.15月引き下げる勧告が示されたところであります。

県の特別職の期末手当引下げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当支給月数の改正案を踏まえ、本年12月期の支給月数を1.675月から1.575月とし、合計の年間支給月数を3.35月から3.25月に引き下げるものであります。

なお、令和4年度以降の期末手当につきましては、年間0.1月分の引下げに伴いまして、6月期、12月期の

支給月数をそれぞれ1.625月とし、令和4年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第41号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議案第42号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第7、議案第42号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は町長等の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年10月の福島県人事委員会においては、特別調査の結果に基づき民間給与との比較を行い、現状に見合うよう一般職の期末手当の支給月数を0.15月引き下げる勧告が示されたところであります。

県の特別職の期末手当の引下げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当支給月数の改正案を踏まえ、本年12月期の支給月数を1.675月から1.575月とし、合計の年間支給月数を3.35月から3.25月に引き下げるものであります。

なお、令和4年度以降の期末手当については、年間0.1月分の引下げに伴い、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.625月とし、令和4年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどをよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第42号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第8、議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、職員の期末手当を引き下げる条例改正案であります。

本年10月の福島県人事委員会において、過去1年間を対象とした福島県内における民間企業の給与実態調査結果を基に、期末手当について民間の支給水準に見合うよう年間0.15月分引き下げる勧告が示されたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられており、当該勧告を踏まえ、一般職の期末手当について、年間支給月数を0.15月分引き下げ、本年12月期の支給月数を1.25月から1.1月に引き下げるものであります。

なお、令和4年度以降の期末手当については、年間0.15月分の引下げに伴い、6月期、12月期の支給月数をそれぞれ1.175月とし、令和4年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

13番。

○13番（安井敬博君） それでは、議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

職員の給与の引下げということですので、当然、労使間の合意に基づくものが話し合いをなされたもの
と思いますけれども、職員を代表する職員労働組合からはどのような意見が出されているかお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 13番、安井議員の質問にお答えいたします。

労働組合との協議は当然いたしました。その中で、今のコロナ禍の現状だったりということのご説明も
まして、それでご理解を得たということで、特に労働組合からの申入れ等はございませんでした。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

○13番（安井敬博君） ございません。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第430回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 4 年 2 月 4 日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 青山英樹

署 名 議 員 熊田 宏